二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高橋四八の一（次の図に示す部分に限る。）、六七、六八、六九・字向平ラ七八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字神倉字木長谷六八一の一、六九二から六九四まで、六九五の一、六九六の一、六九九
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字森字養老谷一の二、一九の二、大字中津字チャン原七五五から七五七まで、七五九の一、七六〇から七六二まで、大字本泉字水ノ手七九二、七九三の一、七九四から七九七まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町上菅字大畑五八七の二、津地字大谷山九七八の三（次の図に示す部分に限る。）、字大谷ノ上エ九八四、字山田林九八〇の一、下黒坂字蕎麦谷一三一〇の二、一三一〇の四〇から一三一〇の四四まで、高尾字屋敷廻り七八、七九、八四、八五、字寺谷一五八の一、一五八の二、一五九、一五九の一、字寺谷奥一六〇の一、字代ノ平一六三、一六五、一六六、字カケヒラ一九二、一九四から一九七まで、字上高尾道内二二二、字倉谷屋敷五六四、五六五、字小吹家ノ向六五八の一、六五八の四、字若林六五九、六六七の二、字小屋ノ谷上ミ平ラ六八〇から六八三まで、字小谷六八四、六八五、字宮ノ向六八六、字細埒奥六九五の一から六九五の三まで、字細埒日向平六九六の一、六九六の二、字屋敷ノ上エ六九七の一から六九七の三まで、字アカハネ丸山六九八の一、六九八の二、字坪埒六九九、字大埒アセブガウネ七〇〇の一、七〇〇の二、字野路大埒七〇一の一、七〇一の二、七〇二、七〇三の一、字野路山七〇四の一から七〇四の五まで、七〇五から七一〇まで、字カジ林七一一、七一二の一、七一二の二、七一三、小原字棚田四二二の一、字滝谷六一五、字舟谷六一八、六一九、久住字鍛冶屋四三三、字大沢道上エ九一六、九一七の一、下菅字天王奥山二八〇、字セドノ谷三六三、下榎字彦谷八九〇の六、八九〇の七、字宮埒ヲンジ九五八（次の図に示す部分に限る。）、字宮埒ヒナ平九六五の一、福長字家ノ上へ五一六の一（次の図に示す部分に限る。）、字堂ノマへ五三四、字堂ノ上エ五五四（次の図に示す部分に限る。）、字井ノ原山西平ラ一一八二の一六、榎市字才ノ谷一一・一二の一・一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字長畑奥九五三、金持字土居谷七二九、三谷字向田一一六から一二〇まで、字小丸山一六〇、字甚五草里一六二、一六三、字ノボシ原三〇九から三一二まで、三土字山葵谷ノ五　五六六から五七〇まで、字山葵谷ノ二　五八〇、字日南ノ五　六七二から六七四まで、六七五の一、本郷字上エ馬ヶ埒一〇一二、一〇一三、一〇一五、一〇一九から一〇二一まで、字横畑井手ウエ一三五四、字寺ノ谷一八九七、字上ミ矢谷ノ上エ二〇二六、字六本松二〇二七の一、字魚切二〇二八の一、二〇二九、字野路谷二〇五八の三まで、二〇五八の五から二〇五八の五七まで、二〇五九から二〇六一まで、字タラ埒二〇六二の一、二〇六三、二〇六四、字野路谷ヒナ平二〇六五の一、二〇六五の二、字大埒二〇六九の一、二〇六九の二、字毛田ノ谷陰地二〇七〇、字毛田ノ谷ヒナ平二〇七三、字赤神上ミ平二〇九九、二一〇〇、字赤神二一一三の一、二一一三の四から二一一三の四一まで、字大石埒二一二三、字天王谷二一五〇の一、二一五〇の三から二一五〇の八まで、字三ツ吉二一六二、二一六三、字屋敷谷上ミ平二一七四の一、二一七五、字大平二一七六の一から二一七六の一五まで、字下モノ谷二一七七の一、二一七七の二、字塚ノ原二一七八の一、字釜ノ谷二一八一、二一八二、二一八三の一、字桐ノ木谷二一八四の一、二一八五の一、字大津恵二一八六、二一八七、字カシキ谷二一八八の一から二一八八の三まで、二一八九から二一九二まで、二一九三の一、二一九四、字重箱滝二一九五、二一九六、字又左衛門滝二一九七、二一九八、字奥津恵二一九九、二二〇〇、字足谷二二〇一の一、字堤ノ上エ二二〇九、二二一〇、字赤畑二二一一、字滝ノ上エ二二一二、字坂ノ上エ二二一三、二二一四の一、二二一四の二、根雨字妻ノ神谷四四の一、四七、四八、字寺ノ上六二の一、字大畑八〇、字場ヶ埒尻二五〇の三、二五一、字乙ノ原大埒九一二、字与市谷上ミ平ラ九一三、九一四、字野路山九二一、九二二、字梨ノ木谷奥九二三から九二八まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字倉谷屋敷五六四、五六五、字小屋ノ谷上ミ平ラ六八〇から六八三まで、字小谷六八四、六八五、字宮ノ向六八六、字井ノ原山西平ラ一一八二の一六（次の図に示す部分に限る。）、字長畑奥九五三、字ノボシ原三一〇、三一一、三一二（次の図に示す部分に限る。）、字横畑井手ウエ一三五四、字寺ノ谷一八九七
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。